

## 「消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出し事業」を全市展開します

千葉市では、自主防災組織による消火栓・排水栓を活用した初期消火活動の普及啓発のため、初期消火活動用資機材の貸出しを開始しますので、お知らせします。

### 1 趣旨・概要

千葉市では、水道事業者との協定により、大規模災害時に自主防災組織が水道管の消火栓および排水栓から、直接放水・初期消火を実施することが可能です。

消火栓・排水栓を使用できる条件は、「専用資機材の購入」および「年1回以上の訓練実施」があります。しかし、自主防災組織にとっては、資機材の購入をする前に、実際に試す機会がなく、その有効性の検討がしづらい状況にあるため、花見川区で先行して行っていた「消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出し事業」を令和5年度から千葉市全体に拡大して行います。貸出資機材で実際に消火栓・排水栓を活用した訓練を行うことで、地域の役に立つかどうか、購入すべきかどうか、検討することができます。

### 2 資機材の貸出しについて

#### (1) 貸出資機材

排水栓消火活動のための資機材

※排水栓を利用して水道管とホースを接続し、放水するために必要な資機材

(内容) スタンドパイプ、媒介金具、スピンドルドライバー、ホース、  
消火栓・排水栓開閉器具、管そう(筒先)、台車

#### (2) 貸出対象

消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の購入および活用を検討している  
自主防災組織

#### (3) 貸出期間

原則12日間

※50日前までに先着順で予約受け

#### (4) 貸出手続き等

訓練実施の50日前までに区地域づくり支援課へ予約申し込み

#### (5) 制度開始日

令和5年8月1日(火)

### 3 市民への周知

(1) 自主防災組織に対してメールにて周知

(2) 市政だより9月号に記事掲載予定